

第18回

白神山地周辺の森林と人との共生活動に関する協議会

日 時 令和5年7月11日(火)
13:30~15:30
場 所 白神山地ビジターセンター

議事次第

1 開会

2 東北森林管理局 森林整備部長 挨拶

3 議事

(1) 東北森林管理局の令和4年度調査・活動報告および令和5年度調査・活動計画について・・・・・・・・・・・・(別添資料1)

(2) 各団体の令和4年度事業実施報告および令和5年度事業計画について
・・・・・・・・・・・・(別添資料2)

(3) その他・・・・・・・・・・・・(別添資料3)

4 東北森林管理局 津軽白神森林生態系保全センター所長 挨拶

5 閉会

第18回「白神山地周辺の森林と人との共生活動に関する協議会」 (席図)

弘前大学

白神自然環境研究センター 青森県林業会議

山岸 洋貴

田村 早苗

津軽人文・自然科学研究会
新岡 義重

白神俱楽部
東海林 政美

日本山岳会青森支部
須々田 秀美

赤石川を守る会
吉川 隆

津軽白神センター
赤澤 友光

津軽白神センター所長
高木 善隆

| | | |
|--|-----|--|
| | 座長席 | |
| | | |
| | | |
| | | |

西北県民局林業振興課長
山内 恭幸

鰺ヶ沢町長
平田 衛

深浦町長代理(観光課長)
神馬 昭仁

白神山地ビジャーセンター
俵谷 庸美

三陸・弘南森の会
三橋 義

津軽森林管理署
森林技術指導官
吉川 浩人

東北森林管理局 東北森林管理局 東北森林管理 津軽森林管理署長

技術普及課長 森林整備部長 企画官 佐藤 智一
庄司 卓矢 唐澤 智 林 孝之

受付

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

報道関係者席

協議会委員等出席者名簿

(順不同、敬称略)

| 氏 名 | 職 業 等 |
|-----------|----------------------------|
| 山 岸 洋 貴 | 弘前大学白神自然環境研究センター 准教授 |
| 山 内 恭 幸 | 青森県西北地域県民局地域農林水産部 林業振興課長 |
| 俵 谷 庸 美 | 白神山地ビジターセンター館長（青森県森林組合連合会） |
| 三 橋 義 | 三陸森の会・弘南森の会 会長 |
| 田 村 早 苗 | 青森県林業会議 参与 |
| 須々田 秀美 | 日本山岳会 青森支部 支部長 |
| 新 岡 義 重 | 津軽人文・自然科学研究会 会長 |
| 東 海 林 政 美 | 白神俱楽部 会長 |
| 平 田 衛 | 鰺ヶ沢町長 |
| 吉 川 隆 | 赤石川を守る会 会長 |
| 神 馬 昭 仁 | 深浦町長代理（観光課長） |

事務局等出席者名簿

| 氏名 | 役職名 |
|-------|------------------------|
| 唐澤 智 | 東北森林管理局森林整備部長 |
| 庄司 卓矢 | 東北森林管理局技術普及課長 |
| 林 孝之 | 東北森林管理局企画官（自然再生） |
| 高木 善隆 | 津軽白神森林生態系保全センター所長 |
| 赤澤 友光 | 津軽白神森林生態系保全センター自然再生指導官 |
| 下山 優美 | 津軽白神森林生態系保全センター |

| | |
|-------|----------------|
| 佐藤 智一 | 津軽森林管理署長 |
| 吉川 浩人 | 津軽森林管理署森林技術指導官 |

白神山地周辺の森林と人との共生活動に関する協議会設置要領

平成19年9月6日 19東指第62号
(最終改正:令和5年4月26日 5東普第19号)

[名称]

第1条 本協議会の名称は、「白神山地周辺の森林と人との共生活動に関する協議会」(以下「協議会」という。)とする。

[目的及び設置]

第2条 協議会においては、白神山地森林生態系保護地域(世界遺産地域)周辺の保全管理及び自然再生活動、モニタリング調査等に係る事項について協議し、森林管理局長に提言することにより、この地域の円滑な管理運営を図ることを目的とする。

[協議事項]

第3条 協議会は、森林管理局長の求めに応じ、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 森林生態系保護地域周辺のNPO等と連携した自然再生活動及び森林環境教育等に関する事項
- (2) 松くい虫等の対策に関する事項
- (3) モニタリング調査に関する事項
- (4) その他森林管理局長が必要と認める事項

[構成]

第4条 協議会委員の構成は次のとおりとする。

- (1) 委員は、学識経験者、地方公共団体関係者、NPO、ボランティア団体代表者等をもつて構成する。
- (2) 委員は15名以内とする。任期は5年とし、再選は妨げない。
- (3) 任期中に委員が自ら辞退を申し出た場合は、その申し出をもって当該委員の任期は終了するものとする。
- (4) 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

[運営]

第5条 委員会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 協議会は、定例会年1回とし、必要に応じ臨時会を開催する。
- (2) 協議会の開催は、森林管理局長が召集する。
- (3) 協議会に座長を置く、座長は委員の互選による。
- (4) 座長は、協議会の議事を統括する。

[その他]

第6条

- (1) 協議会の事務は、主に東北森林管理局技術普及課において処理する。
- (2) この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。
- (3) 協議会の委員は、森林管理局長が委嘱する。

附 則

この要領は、平成 19 年9月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年6月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月 26 日から施行する。

「白神山地周辺の森林と人との共生活動に関する協議会設置要領」の一部改正新旧対照表

| | | (下線部分は改正部分) |
|--|--|--|
| 改正後 | | 現行 |
| 白神山地周辺の森林と人との共生活動に関する協議会設置要領 | | 白神山地周辺の森林と人との共生活動に関する協議会設置要領 |
| 〔名称〕 第1条 本協議会の名称は、「白神山地周辺の森林と人との共生活動に関する協議会」(以下「協議会」という。)とする。 | | 〔名称〕 第1条 本協議会の名称は、「白神山地周辺の森林と人との共生活動に関する協議会」(以下「協議会」という。)とする。 |
| 〔目的及び設置〕 第2条 協議会においては、白神山地森林生態系保護地域(世界遺産地域)周辺の保全管理及び自然再活動、モニタリング調査等に係る事項について協議し、森林管理局長に提言することにより、この地域の円滑な管理運営を図ることを目的とする。 | | 〔目的及び設置〕 第2条 協議会においては、白神山地森林生態系保護地域(世界遺産地域)周辺の保全管理及び自然再活動、モニタリング調査等に係る事項について協議し、森林管理局長に提言することにより、この地域の円滑な管理運営を図ることを目的とする。 |
| 〔協議事項〕 第3条 協議会は、森林管理局長の求めに応じ、次の事項について協議を行つものとする。 (1) 森林生態系保護地域周辺のNPO等と連携した自然再活動及び森林環境教育等に関する事項 (2) 松くい虫等の対策に関する事項 (3) モニタリング調査に関する事項 (4) その他森林管理局長が必要と認める事項 | | 〔協議事項〕 第3条 協議会は、森林管理局長の求めに応じ、次の事項について協議を行つものとする。 (1) 森林生態系保護地域周辺のNPO等と連携した自然再活動及び森林環境教育等に関する事項 (2) 松くい虫等の対策に関する事項 (3) モニタリング調査に関する事項 (4) その他森林管理局長が必要と認める事項 |
| 〔構成〕 第4条 協議会委員の構成は次のとおりとする。 (1) 委員は、学識経験者、地方公共団体関係者、NPO、ボランティア団体代表者等をもつて構成する。 (2) 委員は15名以内とする。任期は5年とし、再選は妨げない。 | | 〔構成〕 第4条 協議会委員の構成は次のとおりとする。 (1) 委員は、学識経験者、地方公共団体関係者、NPO、ボランティア団体代表者等をもつて構成する。 (2) 委員は15名以内とする。任期は5年とし、再選は妨げない。 |

| | |
|---|---|
| (3) 任期中に委員が自ら辞退を申し出た場合は、その申し出をもって当該委員の任期は終了するものとする。 | (新設) |
| (4) 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 | (新設) |
| 〔運営〕 | 第5条 委員会の運営は、次のとおりとする。 (1) 協議会は、定例会年1回とし、必要に応じ臨時会を開催する。 (2) 協議会の開催は、森林管理局長が召集する。 (3) 協議会に座長を置く、座長は委員の互選による。 (4) 座長は、協議会の議事を統括する。 |
| 〔運営〕 | 第5条 委員会の運営は、次のとおりとする。 (1) 協議会は、定例会年1回とし、必要に応じ臨時会を開催する。 (2) 協議会の開催は、森林管理局長が召集する。 (3) 協議会に座長を置く、座長は委員の互選による。 (4) 座長は、協議会の議事を統括する。 |
| 〔その他〕 | 第6条 第6条 協議会の事務は、主に東北森林管理局技術普及課において処理する。 (1) 協議会の事務は、主に東北森林管理局技術普及課において処理する。 (2) この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、座長が協議会に諮つて定める。 (3) 協議会の委員は、森林管理局長が委嘱する。 |

一部改正の理由

委嘱期間中の委員が勤務地の異動・その他の理由により委員を継続することが困難となった場合の対応について、これまでの「白神山地周辺の森林と人との共生活動に関する協議会設置要領」（以下「設置要領」という。）には記載がなかったことから、任期中の委員自らの辞退申し出をもって任期終了とすることを設置要領第4条第3項に規定するとともに、補欠の委員の任期を前任者の残任期間とすることを同条第4項に規定するため一部改正したのである。

白神山地周辺の森林と人との共生活動に関する協議会委員名簿
(令和5年度)

(順不同、敬称略)

| 氏 名 | 職 業 等 |
|--------------------------------|-------------------------------|
| 山 岸 洋 貴 やま きし ひろ まき | 弘前大学農学生命科学部附属白神自然環境研究センター 准教授 |
| 山 内 恒 幸 やまうち きょうこう 山内 恒幸 | 青森県西北地域県民局地域農林水産部 林業振興課長 |
| 俵 谷 庸 美 たわら やすみ | 白神山地ビジターセンター館長 (青森県森林組合連合会) |
| 三 橋 義 みつはし ただし | 三陸森の会・弘南森の会 会長 |
| 田 村 早 苗 たむら さなえ | 青森県林業会議 参与 |
| 須 々 田 秀 美 すずだ ひでみ | 日本山岳会 青森支部長 |
| 新 岡 義 重 にいおか よしげ | 津軽人文・自然科学研究会 会長 |
| 東 海 林 政 美 とうかいりん まさみ | 白神俱楽部 会長 |
| 平 田 まもる ひらた 衛 | 鰺ヶ沢町長 |
| 吉 川 隆 よしかわ たかし | 赤石川を守る会 会長 |
| 吉 田 みつる よしだ 満 | 深浦町長 |

※ 委員の委嘱期限：令和9年3月31日